

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者  
負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成26年12月武蔵野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前				
別表（第3条関係）				
1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額				
各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯等の階層区分				利用者負担の月額（単位 円）
階層区分	定義			
A及びB（略）				
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
			ひとり親世帯等以外の世帯	<u>14,100</u>
D	税課税世帯であって、その	77,101円以上211,200円以下		20,500
E	所得割の額が次の区分に該当するもの	211,201円以上		25,700
2（略）				
備考（略）				

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定は、平成30年4月分以後の月分の利用者負担について適用し、同年3月分以前の月分の利用者負担については、なお従前の例による。

改正後				説明
別表（第3条関係）				
1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額				
各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯等の階層区分			利用者負担の月額（単位 円）	
階層区分	定義			
A及びB（略）				
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
			ひとり親世帯等以外の世帯	10,100
D	税課税世帯であって、その	77,101円以上211,200円以下		20,500
E	所得割の額が次の区分に該当するもの	211,201円以上		25,700
2（略）				
備考（略）				

字句の改正

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第155号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。